○農林水産省告示第千六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年六月三十日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三重県熊野市・南牟婁郡御浜町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁並びに熊野市役所及び御浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年六月三十日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三重県松阪市飯高町下滝野字大鳥谷七八九、字口ナシ一五九六の八、飯高町猿山字屋じ山二六八から二七四まで、二七〇の一、二七二の一、二七三の一、二七五の一、二七五の三、字庵ノ谷二四五から二四七まで、二四五の一、二四八の一、二四八の三から二四八の六まで、二四八の一五、二四八の一六、二四八の一八から二四八の二三まで、二四九、二四九の一、二五〇、二五〇の一、二五二、飯高町乙栗子字オヤトコ七一八の六、飯高町宮本字時尾一二六五（次の図に示す部分に限る。）、一二六五の一から一二六五の九まで、字野止好一二二七の一〇〇・一二四二から一二四四まで・一二四二の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一二六の一、一二二六の二、一二二七の四〇から一二二七の四七まで、一二二七の五二、一二二七の七四、一二二七の七八から一二二七の八三まで、一二二七の八五から一二二七の八七まで、一二二七の九二、一二二七の九四、一二二七の九六から一二二七の九九まで、一二二七の一一二、一二二七の一一四、一二二七の一二一、一二二七の一二七、一二二七の一二八、一二二七の一三〇、一二二七の一三二、一二二七の一三三、一二二七の一三六から一二二七の一四二まで、一二二七の一四四、一二二七の一四五、一二二七の一四七、一二二七の一四九、一二二七の一五一、一二二七の一五三、一二二七の一六二、一二二七の一六三、一二二七の一八五、一二二八から一二三五まで、一二三二の一、一二三三の一、一二三四の一、一二四一、一二四五、飯高町栃谷字辻向ヒ二一七の一、字大平二八二から二八五まで、二八六の三、二八七の一七、二八七の一九から二八七の二五まで、二八七の三四から二八七の四七まで、二九二から二九四まで、二九五の一、二九五の二、二九六から二九九まで、字飯田原三〇〇、三四二の一二から三四二の一四まで、飯高町加波字岩谷四〇五、四〇六、字岩谷奥四一四の七、四一四の一五、四一四の二〇から四一四の三一まで、四一四の五二、四一四の五四から四一四の五九まで、四一四の六二、字ミワ七八七から七九一まで、七九二の一から七九二の六まで、七九二の八から七九二の三九まで、七九二の六八から七九二の七四まで、七九三、七九三の一、七九四の一、七九四の二、七九五から七九八まで、七九五の一、七九五の二、七九九の一、七九九の二、八〇〇から八一九まで、八〇〇の一、八〇四の一、八〇五の一、八一二の一、八二〇の一から八二〇の三まで、八二一、八二一の一、飯高町桑原字フクリヲ四八七、四八八の一、四八九、四九〇、字スナジ四九一から四九三まで、四九一の一から四九一の四まで、字井ケ平四九四の一、四九四の二、字池平四九五の一、四九五の二、飯高町波瀬字亥ノ谷六六七の一九から六六七の三四まで、六六七の三六、六九九から七〇一まで、七〇二の一、七〇二の二、七〇三から七〇六まで、七〇八から七一四まで、七〇八の一、字雛久保七七四・七七四の二から七七四の四まで・七七五の一・七七六の一・七八一の三（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、七七七、七七八、七七九の一、七八一の一、七八一の二、七八一の四、七八二、字東波瀬谷七八四・七八五・七八五の一・七九〇の六・七九〇の七・七九〇の八五の一・七九〇の四九（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、七八六から七八九まで、七九〇の一から七九〇の五まで、七九〇の八、七九〇の一三から七九〇の四七まで、七九〇の五〇から七九〇の五二まで、字西波瀬谷八〇〇から八〇二まで・八〇五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、七九一から七九四まで、七九四の一、七九四の二、七九五の一から七九五の一三まで、七九六から七九九まで、八〇三、八〇六、八〇七、八〇七の一、八〇七の二、字枋組八一六・八一七の二・八一七の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、八一三から八一五まで、八一七から八一九まで、八一七の一、飯高町落方字南垣内一七五、一七六、字中尾一七七、一七八、一七九の一、一七九の六から一七九の九まで、字小南一八〇、一八一の一から一八一の六まで、一八二、一八二の一、一八三、字風呂ノ谷一九二から二〇三まで、二〇一の一、二〇五、二〇八の一から二〇八の五まで、二〇八の七から二〇八の一六まで、字六呂山二一七・二二八・二二八の一・二二九の一・二三〇（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇九、飯高町粟野字中谷一〇九八の一、字風呂ノ奥一二六（次の図に示す部分に限る。）、嬉野小原町字大小屋二〇五八の二一、二〇五八の三五、二〇五八の四一から二〇五八の四七まで、二〇五八の四九、多気郡大台町薗字中林谷八三一の一、字アソ谷七四八から七五〇まで、七七九の三、南字栃谷七五の二、小滝字御棟谷旦那竈一から六まで、字御棟谷中津又七、一一、字御棟谷西又一二、字大村谷一四の二、一四の三、一四の六、一四の八から一四の三一まで、一四の三四、一四の八一、一四の九八から一四の一〇七まで、一四の一二〇から一四の一二三まで、一四の一三二から一四の一四三まで、一四の二〇六から一四の二〇八まで、字ツリハシ三四四、字始神大杉三四五、字始神奥三四六の一、三四六の二、三四六の四から三四六の一〇から二九三の一六から二九三の一九まで、二九三の二二から二九三の二五まで、二九三の二七から二九三の三一まで、二九三の四三から二九三の四六まで、二九三の四八から二九三の五七まで、二九三の五九から二九三の六三まで、二九三の六九、二九三の七〇、二九三の七三、二九四から三〇六まで、字水谷三九六の五から三九六の七まで（以上三筆国有林）、三九六の一・三九六の三・三九六の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三九六の二、字地蔵堂四二六の九、栗谷字芦谷三三・三六・三七・四一の一・四一の三・四三の二・五二・一二六二の四・一二六二の六・一二六三の一・一二六三の四（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）、三五、四一の二、四一の四、五三、六三の一、六四、六五、七八、七九、一二四八から一二五〇まで、一二五〇の一、一二六二の五、一二六三の二、一二六三の三、大杉字小森谷一八七、一八九の一、一八九の一〇、一八九の一一、一八九の一三、一八九の一九、一八九の二一、小切畑字脇田八〇九、八〇九の一、八〇九の二、字竈ノ谷八六五の四、字桧木谷八六六の一、八六六の四、字尾畑谷八七二、八七二の一、八七三の二、字梅木小場八七三の一から八七三の四まで、字楠坂八七四の三、八七四の四、字口無谷八八八（次の図に示す部分に限る。）、字真ノ谷八八九の三（次の図に示す部分に限る。）、八八九の六、字不動谷八七〇（次の図に示す部分に限る。）、大井字春日八五七の九、神滝字始神高一の一から一の七まで、字中木屋二・四・六・八・一〇・一二・一四・一六・一八・二〇・二一（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）、三、五、七、九、一一、一三、一五、一七、一九、二一、二三、字岩神波瀬三四・三五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二四、二五、二九から三三まで、三六、三六の一、字岩神口二六から二八まで、二七の一、字ツリハシ二七・三九・四〇・四二・四四（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、三八、四一、四三、四五、字始神甚三薮四七（次の図に示す部分に限る。）、四六、四八、五九、字始神宮ノ向六〇、江馬字後谷五三二、五三三の一、五三四の二、五四二、五四三の一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養